

いすみ市立保育所型認定こども園運営規程

第1 施設の名称等

いすみ市が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いすみ市立夷隅こども園
- (2) 所在地 いすみ市今関1070番地1

第2 施設の目的及び運営の方針

- 1 いすみ市立夷隅こども園（以下「認定こども園」という。）は、認定こども園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）の状況又は発達過程を踏まえ、心身共に健やかに育成されるよう、特定教育・保育を一体的に行うことを目的とする。
- 2 認定こども園は、利用子どもの属する家庭又は地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 3 認定こども園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）その他の関係する法令並びに関係する条例及び規則を順守し、事業を実施するものとする。

第3 提供する特定教育・保育の内容

- 1 認定こども園は、支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。
- 2 認定こども園において、特定教育・保育の目標を次のように定める。
 - (1) 社会の変化に対応できる力の育成
 - (2) 確かな学力の育成
 - (3) 豊かな心の育成
 - (4) 健やかな身体の育成

第4 職員の職種、員数及び職務内容

- 1 認定こども園における保育の実施に当たり配置する職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 園長 職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を順守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。
 - (2) 副園長 地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
 - (3) 保育士長 保育に従事し、その計画の立案、実施及び記録並びに家庭連絡等の業務を行い保育内容について他の保育士に助言、指導する。
 - (4) 主任保育士、保育士 保育に従事し、その計画の立案、実施及び記録並びに家庭連絡等の業務を行う。
 - (5) 調理員 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- 2 認定こども園における保育の実施にあたり配置する職員の員数については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）で定める配置基準以上とし、園児数により変動するものとする。

第5 特定教育・保育の提供を行う日

- 1 認定こども園が特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。
- 2 認定こども園は、1の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。
 - (1) 1号認定子ども（いすみ市立保育所型認定こども園条例施行規則（平成29年11月1日規則第33号）（以下「規則」という。）第2条第3号に規定する1号認定子どもをいう。以下同じ。）に係る休業日
 - ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 土曜日及び日曜日
 - ウ 夏季休業日（7月21日から8月31日まで）
 - エ 冬季休業日（12月24日から翌年の1月6日まで）
 - オ 春季休業日（3月25日から4月4日まで）

- カ 県民の日を定める条例（昭和 59 年千葉県条例第 3 号）に規定する日
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども（規則第2条第4号に規定する2号認定子ども及び同条第5号に規定する3号認定子どもをいう。以下同じ。）に係る休業日
- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日）
- 3 認定こども園は、2の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 認定こども園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

第6 特定教育・保育の提供を行う時間等

- 1 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- (1) 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時から午後4時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 1号認定子どもに係る教育標準時間は、午前9時から午後2時とする。
- 2 認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。
- (1) 月曜日から金曜日 午前7時から午後7時。
- (2) 土曜日 午前7時から午後零時。
- 3 認定こども園は、2号認定子ども及び3号認定子どもが、やむを得ない理由により保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開園時間内にお

いて延長保育事業を実施することとする。

- 4 認定こども園は、1号認定子どもの保護者が、やむを得ない理由により教育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において預かり保育を実施することとする。

第7 利用者負担その他の費用等

- 1 認定こども園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、市に対し、居住する市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。
- 2 保育料のほか、認定こども園の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、利用子どもの保護者に負担させることが適当と認められるものについて、事前に当該保護者の同意を得た上で当該保護者から徴収することができる。
- 3 認定こども園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として当該保護者から徴収することができる。
- 4 認定こども園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として当該保護者から徴収することができる。

第8 利用定員

利用定員は、次のとおりとする。

認定区分	利用定員
1号	24人
2号・3号	189人
合計	213人

第9 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- 1 認定こども園は、市が行った利用調整により認定こども園の利用が決定されたとき又は特定教育・保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- 3 利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終

了するものとする。

- (1) 支援法第19条第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が認定こども園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

第10 緊急時等における対応方法

認定こども園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

第11 非常災害対策

認定こども園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

第12 虐待の防止のための措置に関する事項

認定こども園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第13 秘密保持

- 1 認定こども園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 認定こども園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただ

し、特別な理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

第14 記録の整備

認定こども園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) いすみ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年12月24日条例第25号)第34条第2項第3号の規定に基づく市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

第15 その他運営についての重要事項

この規定に定めるもののほか、認定こども園の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。